

訪問看護ステーションいつくしみ（予防訪問看護事業）の概要

〈令和4年8月1日現在〉

事業所名	訪問看護ステーションいつくしみ						
所在地・連絡先	(住所)	島根県松江市鹿島町名分243-1					
	(電話)	(0852) 82-2640					
	(FAX)	(0852) 82-2639					
事業所番号	3261190023						
管理者の氏名	所長 吉岡 理枝						
営業日	月～金【土・日・祝・盆(8/14・15) 年末年始(12/30～1/3)を除く日】						
営業時間	8:30～17:30 営業時間外・休日も24時間対応しています。心配事・緊急時等、いつでもご連絡ください。						
サービス提供地域	松江市（島根町、八束町、八雲町、玉湯町、宍道町、美保関町、東出雲町を除く）						
事業の目的	<p>1 この事業は介護保険法等の基本理念に基づき、かかりつけ医師が認める在宅療養者に対して、看護師等が患家を訪問し、指定訪問看護を提供することを目的とする。</p> <p>2 介護予防訪問看護を行うに当たっては、療養患者の生活の質の確保を重視し、在宅療養が適切に行われるように努める。</p>						
運営方針	<p>介護予防訪問看護事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。</p> <p>1 訪問看護事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。</p> <p>2 リハビリテーションの提供にあたっては、「心身機能」の維持・向上を通じ、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものとする。</p> <p>3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p> <p>① 事業所は、虐待防止のための対策を検討する法人に設置した身体抑制委員会に参加する担当者からその内容について情報を収集し、周知徹底を図る。</p> <p>② 事業所における虐待の防止のための指針、マニュアルを遵守し実践する。</p> <p>③ 職員に対して虐待の防止のための研修を年2回以上実施し、研修を適切に実施するための担当者を置く</p> <p>④ 担当者は、法人に設置している身体抑制検討部会の構成員である在宅サービス部職員がその任に当た</p>						
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者 1名（保健師と兼務 及び 介護予防訪問看護と兼務） ●保健師 1名（介護予防訪問看護と兼務） ●看護師 2名（介護予防訪問看護と兼務） ●准看護師 1名（介護予防訪問看護と兼務） ●理学療法士 3名（介護予防訪問看護と兼務、通所リハビリ、訪問リハビリを兼務） ●作業療法士 3名（介護予防訪問看護と兼務、通所リハビリ、訪問リハビリを兼務） ●言語聴覚士 3名（介護予防訪問看護と兼務、通所リハビリ、訪問リハビリ、病棟と兼務） 						
利用料金	●看護師が訪問看護を行なった場合				●准看護師が訪問看護を行なった場合		
	所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算※1	深夜の加算※2	基本料金	夜間・早朝の加算※1	深夜の加算※2
	20分未満	302円/回	76円/回	151円/回	272円/回	68円/回	136円/回
	30分未満	450円/回	113円/回	225円/回	405円/回	101円/回	203円/回
	30分以上 1時間未満	792円/回	198円/回	396円/回	713円/回	178円/回	356円/回
	1時間以上 1時間30分未満	1,087円/回	272円/回	544円/回	978円/回	245円/回	489円/回
	●理学療法士等が訪問看護を行なった場合						
	所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算※1	深夜の加算※2			
	1回（20分）	283円/回	71円/回	142円/回			
	1日に2回を超えて行った場合	142円/回	36円/回	71円/回			
利用月から12月を超えて予防訪問看護を実施した場合	278円/回	70円/回	139円/回				
<p>※1.夜間（午後6:00～午後10:00）、早朝（午前6:00～午前8:00）の場合は1回当たり上表の基本料金に25/100を乗じた額を加算します。</p> <p>※2.深夜（午後10:00～午前6:00）の場合は1回当たり上表の基本料金に50/100を乗じた額を加算します。また「利用者様・ご家族の方に対して24時間連絡体制」を取っている場合（下記540円の加算）は、初回は算定外</p> <p>※3. 20分未満の訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し行われるものです。</p>							

●その他の加算金額

【看護職複数訪問に関する加算】 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護の提供が困難と認められる場合や、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、または前記に準じる方の訪問看護に際し、同時に複数の看護師等が1人の利用者様に対して訪問看護を行った場合に算定します。	所要時間 30分未満	254円
	所要時間 30分以上 1時間未満	402円
【看護職+看護補助者 複数訪問に関する加算】 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護の提供が困難と認められる場合や、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、または前記に準じる方の訪問看護に際し、同時に看護補助者が1人の利用者様に対して訪問看護を行った場合に算定します。	所要時間 30分未満	201円
	所要時間 30分以上 1時間未満	317円
【長時間訪問看護加算】 特別な管理（厚生労働大臣が定める状態にある方）を必要とする利用者様に対して、所要時間1時間30分以上の訪問看護を行ったときに算定します。		300円
（緊急時訪問看護加算）利用者様の同意のもとに、利用者様・ご家族の方に対して24時間連絡体制にある場合。		574円/月
（特別管理加算）特別な管理を必要とする利用者様（厚生労働大臣が定める状態にある方に限ります。）に対して、サービスの実施に当たり計画的な	特別管理加算（Ⅰ）	500円/月
	特別管理加算（Ⅱ）	250円/月
（ターミナルケア加算）以前からサービスを行なっている利用者様が亡くなられる前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合		2,000円
初回加算（1月につき）		300円/月
退院時共同指導加算（1回につき）		600円
看護・介護職員連携強化加算（1月につき）		250円/月
中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所加算		所定単位数の5%
サービス提供体制強化加算（1回につき）		3円
サービス提供体制強化加算（定期巡回定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 1月につき）		250円/月
看護体制強化加算（1月につき）		100円

●上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

●指定予防介護訪問看護ステーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、行政、保険者等が法令の定めによって指定する自己負担率によって算定された額になります。

●上記の料金は1割負担の場合の金額です。

●介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（上記料金の×10円）の金額が利用者様の自己負担となります。

●介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金額をお支払下さい。利用料のお支払と引き換えに領収証を発行します。

●介護保険の介護区分認定中に利用され死亡等の理由で利用が中止された場合、介護保険証に記載する有効期限が死亡月の月末までの場合は、その介護保険証に記載する介護区分によって請求を行います。

有効期限切れの方がサービス利用中にお亡くなりになった場合には、有効期限が切れる前の介護保険証に記載する介護区分により上に記載する合計金額をご負担していただくようになる場合がございますので、よろしくお願いたします。また当該事例が発生した場合は松江市役所の介護保険担当課にご相談ください。

●介護保険給付対象外サービス
死後の処置 22,000円

●その他の費用
サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

サービス内容に関する苦情等相談窓口

- 当事業所相談窓口
窓口責任者 吉岡 理枝
ご利用時間 月曜～金曜 8:30～17:30
連絡先 電話 (0852) 82-2640
FAX (0852) 82-2639
- 島根県国民健康保険国保連合会
介護保険課 介護サービス苦情相談窓口
連絡先 電話 (0852) 21-2811
- 松江市役所
介護保険課給付係
連絡先 電話 (0852) 55-5933

緊急時及び事故発生時の対応について

万一事故の発生した場合は、ご家族、主治医、担当のケアマネージャー他関係者に遅滞なく連絡を取り適切に対応します。また賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

災害発生時の対応について

災害発生時には、緊急時訪問看護加算を算定している方であっても、駆け付けられない場合がございます。なにとぞご了承ください。

ご利用者様へのお願い

サービス利用の際には介護保険（又は医療保険）被保険者証を提示してください。

第三者評価について

実施しておりません。

個人情報の取り扱いについて

別紙「個人情報の使用に関する同意書」により説明の上、同意を頂戴します。サービスの提供を通じ収集した情報は、「個人情報の使用に関する同意書」でお示しする目的以外に使用することはありません。またその秘密は、職員の退職後も、またサービスの提供が終了した後も守秘致します。